明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○建設業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通五二）　一
〔告　示〕
○平成二十四年度幼稚園教員資格認定試験を実施する件（文部科学九〇）　四
○平成二十四年度小学校教員資格認定試験を実施する件（同九一）　五
○平成二十四年度特別支援学校教員資格認定試験を実施する件（同九二）　六
○建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する件（国土交通五二三）　六
○河川法の規定により河川の区間を指定する件（同五二四）　六
〔叙位・叙勲〕
〔褒　賞〕
〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等　独立行政法人都市再生機構、公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、東日本高速道路株式会社工事開始、プログラムの著作物に係る登録、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金変更関係　三五
地方公共団体　行旅死亡人関係　七七
会社その他　七七
会社決算公告　八二

省令

○国土交通省令第五十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条第一項（同法第十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第一項及び第二項並びに第二十七条の三十六の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月一日

国土交通大臣　前田　武志

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号中「別記様式第二十号の三」を「別記様式第二十号の四」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号の次に次の一号を加える。

十七　別記様式第二十号の三による健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条の規定による被保険者となつたことの届出の状況（以下「健康保険等の加入状況」という。）を記載した書面

第四条第二項中「及び第七号から第十七号まで」を「、第七号から第十六号まで及び第十八号」に改め、同条第三項中「及び第十四号から第十七号まで」を「、第十四号から第十六号まで及び第十八号」に、「第十七号に」を「第十八号に」に改める。

第十四条の二第一項第一号中「が許可を受けて営む建設業の種類」を「に関する次に掲げる事項」に改め、同号に次のように加える。

イ　許可を受けて営む建設業の種類

ロ　健康保険等の加入状況

第十四条の二第一項第三号に次のように加える。

ハ　健康保険等の加入状況

第十四条の四第一項第三号中「第十四条の二第一項第三号イ及びロ」を「第十四条の二第一項第三号イからハまで」に、「並びに」を「及び」に改める。